平成 28 年 1 月

被保険者の皆さまへ

主な改正のポイント

今後も、TDK 健保機関紙『サンテ』、ホームページ等でご案内させていただきます。

Point①　傷病手当金の算定方法が変わります。

現行		平成 28 年 4 月から
一日当たりの支給額 標準報酬日額（標準報酬月額÷30）の 85%相当額	標準報酬日額の算定方法が変わります。 ⇨	**一日当たりの支給額** 標準報酬日額**（支給開始月を含む直近の 12 ヶ月の平均標準報酬月額÷30）**の 85%相当額
TDK 健保付加金 標準報酬日額（標準報酬月額÷30）の 85%相当額から傷病手当金を引いた額		TDK 健保付加金 標準報酬日額**（支給開始月を含む直近の 12 ヶ月の平均標準報酬月額÷30）**の 85%相当額から傷病手当金を引いた額
傷病手当金 標準報酬日額（標準報酬月額÷30）の 3 分の 2 相当額		傷病手当金 標準報酬日額**（支給開始月を含む直近の 12 ヶ月の平均標準報酬月額÷30）**の 3 分の 2 相当額

Point②　出産手当金の算定方法が変わります。

現行		平成 28 年 4 月から
一日当たりの支給額 標準報酬日額（標準報酬月額÷30）の 3 分の 2 相当額 ※TDK 健保付加金はありません。	標準報酬日額の算定方法が変わります。 ⇨	**一日当たりの支給額** 標準報酬日額**（支給開始月を含む直近の 12 ヶ月の平均標準報酬月額÷30）**の 3 分の 2 相当額 ※TDK 健保付加金はありません。

Point③　標準報酬月額が３等級追加されます。

現行		平成 28 年 4 月から	
上限　121 万円 （47 等級）	⇨	**上限　139 万円** （50 等級）	「1 等級～50 等級」になり、高所得の人が負担する保険料が増加します。

Point④　標準賞与額の累計額の上限が引き上げられます。

現行		平成 28 年 4 月から	
保険料の対象となる 年度累計額「540 万円」	⇨	保険料の対象となる **年度累計額「573 万円」**	賞与の支給額が年額 540 万円を超える人では負担する保険料が増えます。

Point⑤　パート・アルバイトの社会保険の適用が拡大されます。

現行		平成 28 年 10 月から
1 日または 1 週間の労働時間及び 1 ヶ月の労働日数が通常の就労者の 4 分の 3 以上であるものは、原則として被保険者となる。	⇨	以下、全て満たす労働者（パート・アルバイト）が対象 ①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上。 ②月額賃金 88,000 円以上。（年収 106 万円以上） ③勤務期間が 1 年以上見込まれること。 ④学生は除くこと。 ⑤従業員 501 人以上の事業所が対象であること。

Point⑥　被扶養者認定について、「兄姉」の同居要件がなくなります。

現行		平成 28 年 10 月から
同一世帯であること。	同一世帯でなくても、被扶養者の要件を満たせば、認定されることになります。 ⇨	基準額を満たしていても、扶養している実態があると判断できない場合は、認定されません。 ①生計維持関係があること （被保険者の収入によって、主として生計を維持していること） ②収入要件が満たされていること （同居の場合） ・年収 130 万円未満であること（60 歳以上・障害者は 180 万円未満） ・被保険者の年間収入の 1/2 未満であること （別居の場合） ・年収 130 万円未満であること（60 歳以上・障害者は 180 万円未満） ・被保険者からの援助額（仕送りなど）よりも少ないこと ・援助額（仕送り等）については、最低送金金額以上であること

法改正についてのお問い合わせは、ＴＤＫ健康保険組合へお願いします。
お問い合わせの際は、保険証をお手元に置き、記号・番号をお知らせください。

【お問い合わせ先】

保険証記号	担当
1001～1900	ＴＤＫ 健康保険組合　（電話：03-6852-7237、内線 8-30-7237）
2101～2900	ＴＤＫ健康保険組合秋田支部　（電話：0184-35-6546、内線 8-21-6546）